

## 授業料分納及び徴収猶予の申請について

2025年度前期（4月～9月）分授業料の分納及び徴収猶予を希望する方は、下記により申請してください。

記

### 1 提出書類

#### ① **授業料分納等申請書**（全員）

授業料負担者本人が自署・押印してください。

分納の場合、支払日等は原則として下記の表のとおりとなります。

|     | 納入期限       | 支払回数及び分納1回当たりの金額 |         |                       |
|-----|------------|------------------|---------|-----------------------|
|     |            | 分納4回             | 分納3回    | 分納2回                  |
| 1回目 | 2025年5月26日 | 66,975円          | 89,300円 | 133,950円<br>(66,975円) |
| 2回目 | 2025年6月26日 | 66,975円          | 89,300円 | —                     |
| 3回目 | 2025年7月28日 | 66,975円          | 89,300円 | 133,950円<br>(66,975円) |
| 4回目 | 2025年8月26日 | 66,975円          | —       | —                     |

※授業料の半額を減免された方が分納する場合は、1回目及び3回目の納入期限に各66,975円を納入するようになります。

徴収猶予の場合、猶予期間は原則として2025年8月26日（火）までです。

#### ※注意点

申請理由欄に、納入期限までに授業料を納入することが困難な理由を詳しく記入し、授業料負担者の世帯構成をご記入ください。

#### ② **その他提出書類**（必要な方のみ）

分納等申請の受付後、審査の過程で下記書類の提出を求める場合があります。

提出を求められた際は、速やかにご提出下さい。

##### ・住民票の謄本

世帯全員分の住民票謄本。（戸籍謄本は受付できません。）

ただし、申請人が大学進学により住所を変更し単身世帯となっている場合、申請人本人の住民票は不要です。

##### ・市町村県民税課税証明書

授業料負担者の属する世帯のうち、所得のある方全員分の課税証明書。

##### ・特別な事情を証明する書類

不慮の災害又は疾病、その他やむを得ない特別な事情により納入期限までに授業料を納入することが困難な場合は、その事実を証明する書類。

（例．罹災証明書、疾病の診断書等）

2 書類提出期限

**2025年 4月 14 (月) 17時 必着**

※早めの書類提出にご協力ください。

3 提出先  
お問合せ先

〒751-8510

下関市大学町二丁目1番1号 本館I棟1階④番窓口

下関市立大学事務局 総務部 経理課

TEL (083)252-0288 (内線220)

FAX (083)253-1622

※郵送により提出され、「分納等申請受付書」の返送をご希望の方は、返送先住所・氏名を記入し、110円切手を貼った定形の返信用封筒を同封してください。

※ 分納等の許可を受けた場合でも、授業料口座振替の申請をされている方は、2025年4月28日(月)に登録している預金口座へ  
**267,900円(半額減免許可者は、133,950円)**  
の預金残高があった時は、自動引落しされますのでご注意ください!  
なお、引落された授業料については返金致しかねます。

※ 『高等教育の修学支援新制度』に申請された方、及び申請  
予定の方は、申込できません。ご注意ください。